

市町災害時要援護者避難支援モデル計画

静岡県厚生部

平成 19 年 4 月

はじめに

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者あるいは重度の障害のある人などのいわゆる災害時要援護者（以下「要援護者」という。）には、避難に関する情報を的確に把握することが困難であったり、避難に時間がかかったりするなど、自分ひとりでは適切な避難行動がとれない人が多く、災害時には、大きな被害を受ける可能性が高いといわれています。実際に、近年の風水害や地震災害を見ると、犠牲者の多くを要援護者が占めています。

このような状況を踏まえ、国により、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示され（平成18年3月改訂）その中で、市町には、自らの力で必要な避難時の対応が適切にできない要援護者に対して、地域において避難支援の仕組みづくりを行う「災害時要援護者避難支援計画」を作成することが求められています。

しかしながら、産業構造の変化や核家族化の進行により、かつての地域の助け合い機能が低下し、住民相互のつながりや思いやりの心が希薄化し、さらに、個人情報保護の考え方が強まる中で、市町における避難支援計画の作成は進んでいないのが現状であります。

このため、県では、避難支援計画の作成を促進するため、本モデル計画を作成しましたので、市町においては、本モデル計画を参考に、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等関係機関と連携・協議し、地域における要援護者支援体制を早急に構築されることを期待します。

平成19年4月

静岡県厚生部長 藁科一仁

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 構成	1
4 避難支援体制の整備方針	2
(1) 対象者	2
(2) 対象災害・地域	3
5 推進体制	4
6 関係機関等の役割	5
(1) 市(町)の役割	5
(2) 自主防災組織の役割	6
(3) 民生委員・児童委員の役割	7
(4) 社会福祉協議会の役割	8
(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	8
(6) 市(町)消防本部の役割	9
(7) 市(町)教育委員会事務局の役割	9
(8) 県健康福祉センターの役割	10
(9) 県地域防災局の役割	10

第2章 要援護者情報の把握・共有

1 要援護者リストの作成	11
(1) 要援護者リストの目的	11
(2) 要援護者リストの対象者	11
(3) 情報収集方法	13
(4) 収集する内容	15
2 要援護者リストの提供、管理	16
(1) 要援護者リストの提供先	16
(2) 要援護者リストの適正管理	17
(3) 要援護者リストの更新	17
3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	18

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 避難行動要支援者の把握	19
2 個別計画の作成	19
(1) 個別計画の作成方法	19
(2) 個別計画の内容	20
3 個別計画の共有、管理	23
(1) 個別計画の共有の範囲	23
(2) 個別計画の適正管理	23
4 個別計画の確認	23

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制	25
(1) 市(町)における避難支援体制	25
(2) 地域における避難支援体制	25
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	25
(4) ボランティア等との連携	25
2 情報伝達体制の整備	26
(1) 要援護者への情報伝達	26
(2) 避難支援者への情報伝達	26
(3) 避難支援関係機関への情報伝達	26
3 要援護者の避難支援方法等の普及	30
4 避難支援訓練の実施	30
5 安否確認情報の収集体制	31
(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集	31
(2) 避難支援者からの報告	31

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要援護者支援体制	32
(1) 開設の周知	32
(2) 避難所の要援護者班との連携	32
(3) 支援体制の確認	32
(4) 優先的支援の実施	33
2 福祉避難所	33
(1) 福祉避難所の指定	33
(2) 福祉避難所の確保	33
(3) 設置・運営等	34

用語の説明	35
-------------	----

様式

様式 1 災害時要援護者リスト	38
様式 2 災害時要援護者避難支援計画（個別計画）	40
様式 3 指定福祉避難所一覧表	44

参考資料

参考資料 1 災害時要援護者の特徴	46
参考資料 2 災害時要援護者の非常持出品（例）	57

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも、災害時要援護者（用語の説明）（以下「要援護者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

市（町）は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者避難支援計画（用語の説明）（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

2 位置づけ

避難支援プランは、市（町）地域防災計画中の要援護者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成するが、個別計画については、個々の要援護者の状況を把握した上で作成することとなるため、本計画には個別計画の様式を定めるものとする。

< 解説 >

避難支援プランの構成

全体的な考え方には、対象とする要援護者の範囲、要援護者情報の把握方法、防災情報の伝達手段・伝達体制、避難誘導等の支援体制、支援に係る自助・共助・公助の役割分担等について記載する。

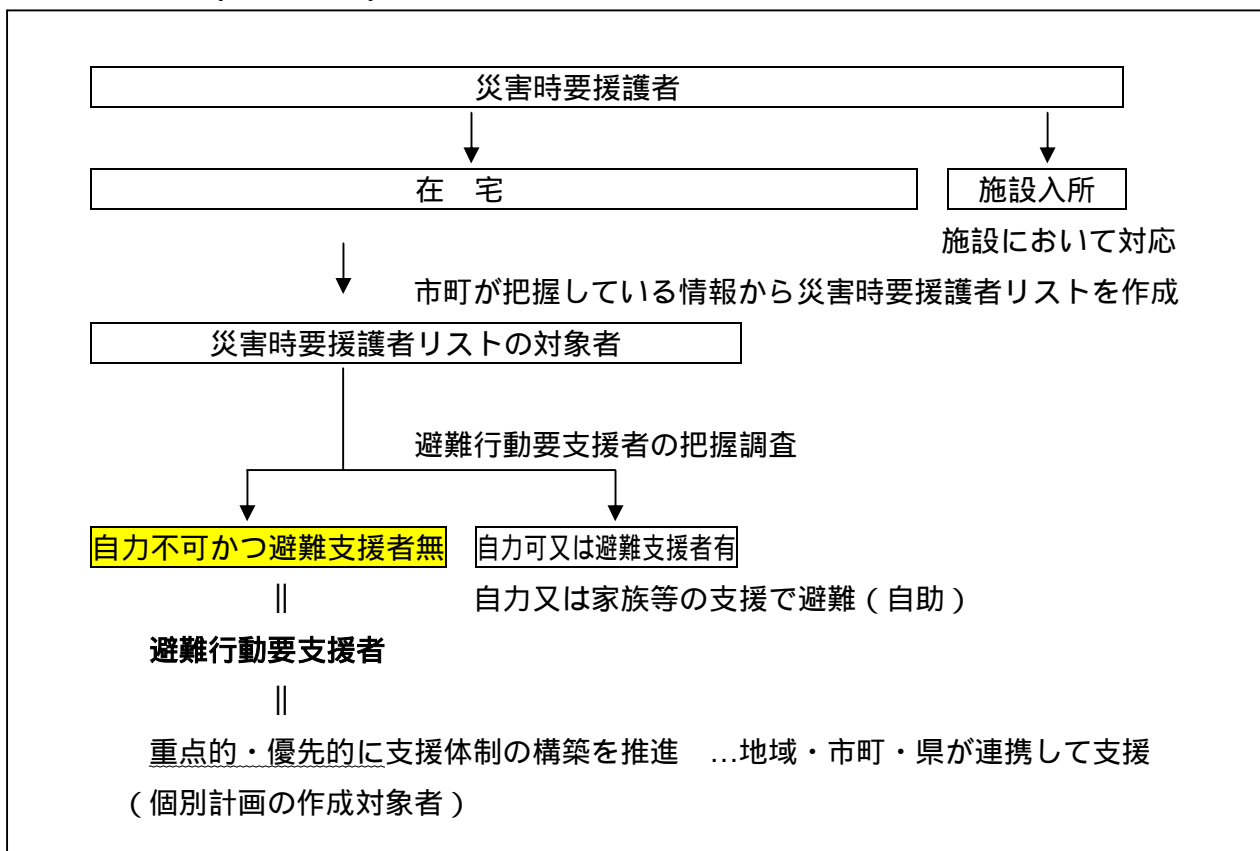
個別計画には、要援護者個々の具体的な支援事項（避難支援者、避難先、避難方法、留意事項等）について記載する。

4 避難支援体制の整備方針

(1) 対象者

要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者(以下「避難行動要支援者(用語の説明)」という。)について、重点的・優先的に進める。

避難支援プラン(個別計画)の対象者



<解説>

対象者の特定

すべての要援護者から情報を収集し、同意を得て計画を立てていくのは、膨大な時間と事務量を要することが考えられる。そのため、優先順位の高い、自力避難が困難な人を特定し、その人を対象に個別計画を作成する。

社会福祉施設等に入所している要援護者は、施設において避難支援等が行われるため、避難支援計画作成の対象外とする。また、避難支援の必要のない自力で避難が可能な人や家族等の支援を受けることができる人も避難支援計画の対象から除外する。

対象者の特定には、まず、自力避難が困難と考えられる人の範囲を特定して災害時要援護者リストを作成し、さらに、特定した要援護者宅を戸別訪問することにより、真に避難支援が必要で、かつ家族等の支援が受けられない人を、市町と地域（自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等）が協力して調査・把握し、個別計画の対象者として特定する。

要援護者支援における「共助」の重要性

災害発生時に最も重要となるのは、自らの身を守る「自助」であり、このことは、要援護者及びその家族にも当てはまるものである。避難支援体制の整備を進めるに当たっては、要援護者自らの積極的な取組が不可欠であり、要援護者に対する啓発が重要である。

しかし、要援護者は、その身体的な特性等により、自助が困難である場合が想定されることから、要援護者支援においては、自治会や自主防災組織、隣組等の地域における支援活動＝共助が特に重要であり、この共助の取組を促進させるためには、自治会等の地域を単位として、日ごろから訪問活動や諸行事の案内などを通じた一層の地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりが大切である。

このため、市町においては、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携しながら、自治会や自主防災組織、隣組、ボランティア等の参加による地域のネットワーク活動支援や地域コミュニティの互助意識の醸成、要援護者と地域との交流促進について積極的に取り組むとともに、このような要援護者支援活動を継続的・組織的に展開することが重要である。また、防災研修会、防災訓練、防災関係イベント等の開催を通じて、地域住民に防災について考える機会を提供することや要援護者支援についての普及啓発についても、積極的に取り組む必要がある。

（２）対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震、火山噴火等全ての災害を対象とする。また、予想される東海地震（及び神奈川県西部地震）に備えるため、対象地域は、市（町）全域とする。

< 解説 >

対象災害・地域

避難支援については、主として、気象警報等の事前情報による避難が可能となる風水害を想定して体制整備を進めることとなるが、警戒宣言発令時及び地震発生後の避難や安否確認などの対応も重要であることから、その基本的な枠組みは震災等あらゆる災害に活用

する。

また、最終的には市町全域を対象とするとしても、市町の体制の整備状況や地域の特殊性により、まず、津波や山・がけ崩れ危険予想地域や孤立化するおそれのある地域等を優先的に整備することも考えられる。

5 推進体制

市（町）は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心に、福祉担当部局と防災担当部局で構成する災害時要援護者支援班（用語の説明）（以下「要援護者支援班」という。）を設置する。

要援護者支援班は、関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

災害時要援護者支援班

【位置付け】

平常時は、市（町）の防災担当部局及び福祉担当部局による横断的なPT（プロジェクト・チーム）として設置する。

災害時は、市（町）災害対策本部の福祉担当部門内に設置する。

【構成】

平常時は、班長（福祉担当部課長）班員（福祉担当者、防災担当者）で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、自主防災組織、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉担当部局で構成する。

【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される要援護者班（用語の説明）等との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整等を行う。

< 解説 >

要援護者支援の推進体制

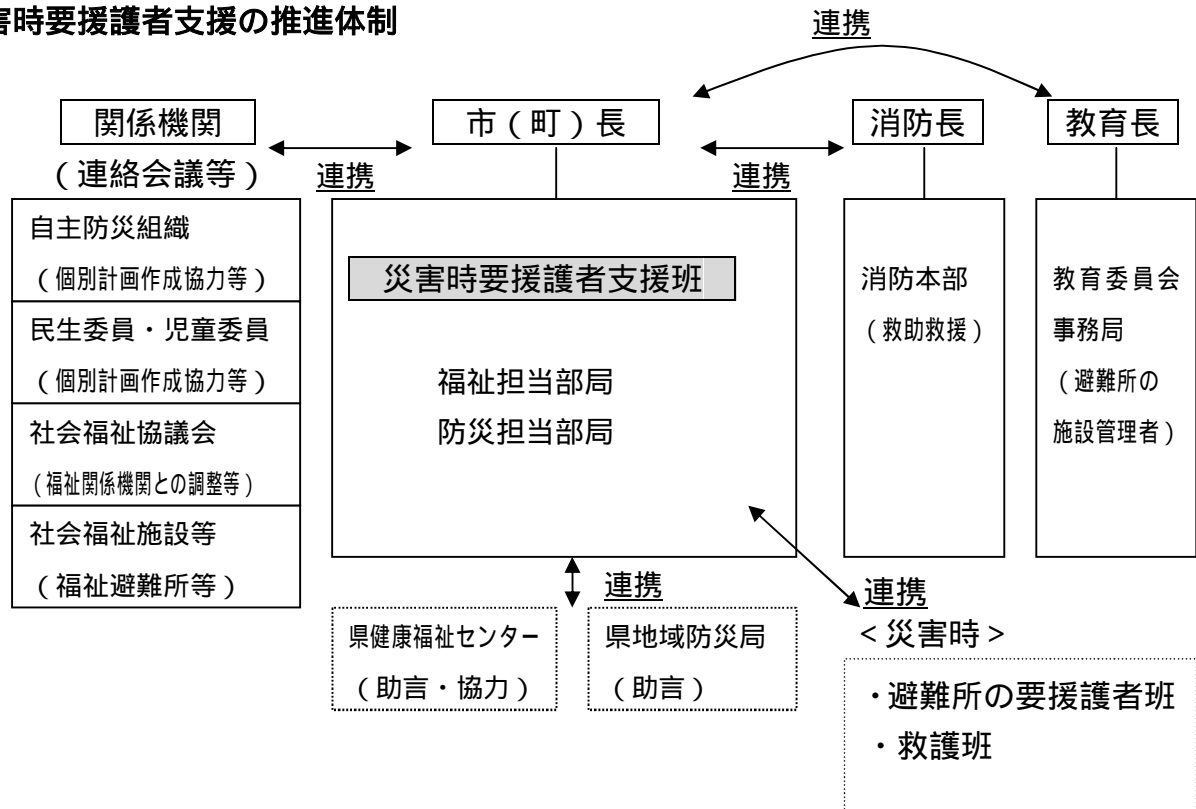
要援護者支援対策は、地域の福祉と防災が密接に関わっているため、福祉担当部局と防災担当部局が連携して取り組むことが重要である。

また、個別計画を作成する際には、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委

員等の関係者の協力が不可欠であることから、要援護者支援班は、これら関係者と連携して取り組むことが重要である。

関係機関においても、要援護者の避難支援の担当部署等を明確にし、対策を推進する必要がある。

災害時要援護者支援の推進体制



6 関係機関等の役割

(1) 市(町)の役割

市(町)福祉担当部局

<平常時>

ア 要援護者支援班の設置

イ 高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づき作成する災害時要援護者リスト(用語の説明)(以下「要援護者リスト」という。)の作成及び自主防災組織、民生委員・児童委員への提供

ウ 避難行動要支援者の把握と個別計画の作成(自主防災組織、民生委員・児童委員と連携して実施)

- エ 個別計画作成のための同意の働きかけ
- オ 個別計画作成についての広報等
- カ 福祉避難所の指定、運営体制の確保
- キ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- < 災害時 >
- ア 災害対策本部に要援護者支援班を設置
- イ 避難・安否確認の状況把握
- ウ 福祉避難所（用語の説明）の開設・運営
- エ 避難所の要援護者班との連携した要援護者支援

市（町）防災担当部局の役割

< 平常時 >

- ア 要援護者リストの共有
- イ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ウ 個別計画作成についての広報等
- エ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

< 災害時 >

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難所の開設

< 解説 >

市町の役割

市町は、災害時に要援護者の避難が確実に行われるよう、あらかじめ要援護者の全体を把握し、避難誘導や安否確認の体制づくりを行う必要がある。

避難行動要支援者の把握及び個別計画作成のための同意の働きかけにあたっては、自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携が不可欠である。また、市町の広報紙等による避難支援計画の広報を行うことも重要である。

(2) 自主防災組織の役割

< 平常時 >

- ア 要援護者リストの共有（要援護者台帳（用語の説明）の作成）
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力

- ウ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
 - エ 市（町）の実施する個別計画作成への協力
 - オ 個別計画の変更・修正に関する市（町）への協力
- < 災害時 >
- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
 - イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

< 解説 >

自主防災組織の役割

「要援護者リスト」とは、市町福祉担当部局で把握している情報を基に、要援護者情報の共有を目的に市町が作成するリストである。「要援護者台帳」とは自主防災組織において地域の要援護者を把握するため作成している台帳であり、市町から提供される「要援護者リスト」を利用することも考えられる。要援護者台帳の様式は自主防災組織活動マニュアル（静岡県防災局編集・発行）に掲載されている。

要援護者情報の共有にあたり、自主防災組織には法的な個人情報の守秘義務がないため、研修の実施や誓約書の提出等により守秘義務の確保を図る必要がある。

要援護者の避難支援体制づくりにおいては、自主防災組織の日ごろの地域活動を通じた相互扶助の環境づくりが大切である。

自主防災組織は、民生委員・児童委員等と協力し、市町が実施する避難行動要支援者の把握調査や個別計画の作成に協力するものとする。

なお、地域によっては、自治会等地域で相互扶助活動を行う組織が同様の役割を担う場合が考えられる。

（３）民生委員・児童委員の役割

< 平常時 >

- ア 要援護者リストの共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- エ 市（町）の実施する個別計画作成への協力
- オ 個別計画の変更・修正に関する市（町）への情報提供

< 災害時 >

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力

<解説>

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、法律上守秘義務(民生委員法第15条)があり、また、職務上、日頃から要援護者の生活に関する相談に応じたり、助言その他の援助を行ったりしているため、要援護者情報の把握や個別計画作成の同意の働きかけ等について、大きな役割が期待される。

なお、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が同様の役割を担うことも考えられる。

(4) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

ア 地域福祉の推進

イ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者や関係団体等への働きかけ

ウ 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力(関係機関からの選定が必要となった場合)

<災害時>

ア 市(町)災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

<解説>

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会においては、日ごろの地域福祉活動を通じた地域における要援護者支援(共助)の環境作りとともに、隣近所において避難支援者が確保できない場合に、関係団体等とのネットワークによる避難支援者の調整の役割を担うものとする。

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

ア 在宅の要援護者の個別計画作成のための同意への協力(通所)

イ 在宅の要援護者の情報の変更・修正に関する市(町)への情報提供(通所)

ウ 在宅の要援護者の避難支援(移動手段)への協力(通所・入所)

エ 避難先(福祉避難所)としての避難体制への協力(通所・入所)

<災害時>

ア 要援護者の受入(通所・入所)

< 解説 >

社会福祉施設等の役割

社会福祉施設等においては、日ごろ、避難行動要支援者と接する中で、個別計画作成についての避難行動要支援者への働きかけが可能である。

また、社会福祉施設等は、車イス、ストレッチャー等の移動用具や福祉・医療用車両を有しているため、場合により、可能な範囲で、それらの移送手段が必要な避難行動要支援者への移動支援について協力を仰ぐことも考えられる。

(6) 市(町)消防本部の役割

< 平常時 >

ア 要援護者の避難支援体制整備への協力

< 災害時 >

ア 被災者の安否確認、救援・救助

< 解説 >

消防本部の役割

消防本部は、要援護者の避難や安否確認、救援・救助を実施するため、平常時から、連携を図っておくことが望ましい。

(7) 市(町)教育委員会事務局の役割

< 平常時 >

ア 避難所の施設管理者として、要援護者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認

イ 避難所の要援護者支援に関する訓練・研修への協力

< 災害時 >

ア 要援護者支援に関する避難所管理上の調整

< 解説 >

教育委員会事務局の役割

教育委員会事務局は、避難所の多くを占める小中学校の施設管理者として避難所の施設面での要援護者支援に関する役割を担うものとする。

(8) 県健康福祉センターの役割

< 平常時 >

- ア 市（町）への難病患者災害時要援護者リストの提供（静岡市、浜松市以外）
- イ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者（難病患者）への働きかけ
- ウ 個別計画作成への助言、情報提供

< 災害時 >

- ア 難病患者の安否確認への協力
- イ 避難後の要援護者支援に関する連絡調整

< 解説 >

県健康福祉センターの役割

県健康福祉センターでは、難病患者の情報を有しており、「静岡県難病患者支援ガイドライン」に基づく難病患者災害時要援護者リストの作成に努めている。また、災害時には、市町等と協力し、患者の安否確認、健康状態の把握等を実施する。

県健康福祉センターが特定疾患の認定を行っていることから、難病患者の個別計画作成にあたり、対象者に関する知識があり対象者の理解を得やすい県健康福祉センターが協力することが重要である。

(9) 県地域防災局の役割

< 平常時 >

- ア 情報伝達体制の整備に関する助言
- イ 個別計画作成に関する助言
- ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

< 災害時 >

- ア 静岡県災害対策本部方面本部各班の対策に関する調整

< 解説 >

地域防災局の役割

地域防災局は、平常時から市町との連携を図り、要援護者の避難支援体制づくりなどの防災体制の整備促進に努めている。

第2章 要援護者情報の把握・共有

1 要援護者リストの作成

市（町）福祉担当部局は、把握している高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づき、要援護者リストを作成する。

（1）要援護者リストの目的

要援護者リストは、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の要援護者の全体把握
- イ 避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認

<解説>

要援護者リストの目的

自主防災組織や民生委員・児童委員等が独自に収集し把握している情報には全ての対象者が含まれていない可能性がある。このため、行政の持つ情報により要援護者リストを作成し、一定程度の支援が必要と考えられる状態にある在宅の要援護者の全体について把握しようとするものである。

把握した要援護者の中から真に避難支援が必要な「避難行動要支援者」を把握し、その人たちを個別計画の作成対象とする。個別計画は、作成について本人の同意が得られた人について作成するが、同意が得られない人については、同意の働きかけを継続することとなる。

また、災害時には、個別計画を作成していない人についての避難支援や安否確認のために要援護者リストを使用する。

（2）要援護者リストの対象者

一般に、高齢者や障害のある人等の要援護者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、市（町）は、被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に規定する在宅の要援護者を対象として要援護者リストを作成する。

	対象者	担当課
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	介護保険担当課
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	障害福祉担当課
ウ	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者	障害福祉担当課
エ	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者	障害福祉担当課
オ	特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者(静岡市・浜松市以外は県保健所から情報提供される)	保健担当課又は保健所
カ	前各号に準じる状態にある者	

<解説>

要援護者リストの対象

一定年齢以上の高齢者を一律に対象者とする考え方もあるが、自力で避難できる人もいるため、自力避難が困難と考えられる一定程度の人を対象とする。

国の災害時要援護者の避難支援ガイドライン(用語の説明)では、災害時要援護者を「災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」とし、具体的には高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦等を挙げているが、共有する要援護者情報の対象者については、「対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めること」としている。

要援護者リストの対象者については、市町の実情に応じ、身体障害者障害程度3級や療育手帳程度区分A3、外国人などを対象とすることも考えられる。また、当面は優先度の高い一定の重度者に限定しているが、個別計画の策定状況により、順次、当初の対象以外の者についても、避難支援が必要な者の把握、個別計画の策定に努めていく必要がある。

(3) 情報収集方法

市(町)は、市(町)個人情報保護条例第 条第 項に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち、「所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」に基づき、福祉担当部局において把握している以下の台帳等に登載されている情報を要援護者リスト作成のために内部利用する。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 自立支援医療費の申請受理簿
- オ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定簿(静岡市・浜松市)

また、同条例第 条第 項に規定する個人情報の取得の制限の例外規定のうち、「他の地方公共団体から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき」に基づき、以下の情報を県健康福祉センターから取得する。

- カ 難病患者災害時要援護者リスト

<解説>

個人情報の目的外利用・第三者提供

市町の個人情報保護条例においては、通常、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が例外的に可能とされる規定があり、この規定に該当すれば、必ずしも要援護者本人から同意を得なくとも、平常時から市町の福祉担当部局等が保有する要援護者情報等を防災担当部局、自主防災組織、民生委員、避難支援者等に提供することが可能である。なお、この場合、情報提供を受ける側の情報管理の徹底など個人情報保護対策が不可欠である。

県内市町の個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供の制限の例外規定例には、次のようなものがある。

目的外利用に係る例外規定

- ・「所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」
- ・「正当な事務の執行に関連があるとき」

第三者提供に係る例外規定

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「実施機関が個人情報保護審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき」
- ・「公益上必要かつ止むを得ない理由があると認められるとき」

このモデル計画では、目的外利用について「所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」、第三者提供について「明らかに本人の利益になると認められるとき」という例外規定に該当する場合を示したが、例えば第三者提供制限の例外が「審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると認めるとき」と規定されている場合は審議会の意見を聴く手続きを経た上で進める等、条例上の規定との整合が必要である。

また、例外規定で対応できない場合には、個人情報保護条例の改正や、別途条例の制定等が必要となる場合もあるので、注意が必要である。

<参考>（国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より）

個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、国民一人ひとりの利益となる活用方策について積極的に取り組んでいくことが重要となっている。

そのような観点から、内閣府の国民生活審議会・個人情報保護部会・部会長代理でもある藤原静雄筑波大学大学院教授は、福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することについて、要援護者との関係では、基本的に「明らかに本人の利益になるとき」である旨示されている。同時に、提供される側の守秘義務の仕組みを構築しておくべきである旨も示されている。

市町村は、このような趣旨を踏まえた上で、要援護者情報の避難支援のための目的外利用・第三者提供に関し、積極的に取り組むことが望まれている。

<参考条文> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、（中略）本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

市町が保有するその他の情報

市町で保有する要援護者関係情報には次のようなものもあるため、これらを、要援護者リストの対象者の範囲の参考とすることも考えられる。

母子保健事業の対象者名簿

住民基本台帳

情報の取扱いに注意が必要な場合

精神障害のある人や難病患者などは、その情報の取扱いについて細心の注意が必要な場合があるため、福祉担当部局の各種台帳に登録される時点で、災害対策のための情報利用について本人の同意を得ておくことも必要である。

(4) 収集する内容

要援護者リストは、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

ア 氏名

イ 性別

ウ 年齢（生年月日）

エ 住所

オ 電話番号等（FAX 番号、携帯電話番号、メールアドレス）

カ 所属自主防災組織・隣組

キ 避難先（福祉避難所）

<解説>

関係機関共有方式の積極的活用

（国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より）

市町では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的なところも多くみられるが、国の行政機関に適用される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に取り組む必要がある。

その際、避難支援に直接携わる自主防災組織、民生委員・児童委員等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくこととなる。

要援護者情報の収集・共有方式

(国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より)

(1) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

(2) 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

(3) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。ただし、昔ながらの人のつながりによりあらかじめ十分な情報を有している場合や、福祉関係部局や民生委員等が利用目的の範囲内で保有情報を活用できる場合、対象者がそれほど多くない場合は、同意方式のみにより(手上げ方式との複合も含む。)取り組むことも効果的である。

また、自主防災組織や民生委員・児童委員が持つ要援護者情報を活用して、同意方式による情報共有を進めていくことも考えられ、関係者の連携した取組が重要である。

2 要援護者リストの提供、管理

(1) 要援護者リストの提供先

市(町)福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、市(町)個人情報保護条例第 条第 項に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち、「所掌事務の遂行に必要な範囲内で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」及び「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」に基づき、要援護者リストを市(町)防災担当部局と共有するとともに、自主防災組織及び民生委員・児童委員に提供する。

(2) 要援護者リストの適正管理

要援護者リストの原本は 市(町)福祉担当部局が保管し、副本はリストの提供を受けた者が保管する。

要援護者リストは 市(町)個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、要援護者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、要援護者リストの提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市(町)職員、民生委員・児童委員は守秘義務を厳守するとともに、要援護者リストを保管する自主防災組織代表者は個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務の遵守に努めるものとする。また、情報共有者は、要援護者リストを電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

<解説>

要援護者リストの個人情報保護

個人情報保護のため、要援護者リストの共有者をできるだけ限定する。

また、共有者には、個人情報保護について誓約書を提出してもらうなど、守秘義務の確保を図るほか、リストの保管や取扱いについて、適正に行われるよう周知徹底を図ることが極めて重要である。

特に、精神障害者のある人や難病患者等の情報共有については、地域において十分な理解が得られていない状況も想定されるため、事前に十分な広報を行うとともに、状況によっては、他の要援護者リストと分けて作成し、行政(保健師)により同意取得を行う等慎重な対応も必要である。

(3) 要援護者リストの更新

市(町)福祉担当部局は、毎年、要援護者リストの更新を行い、市(町)防災担当部局と共有するとともに、自主防災組織及び民生委員・児童委員に提供する。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

市（町）は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を市町内部で共有し、災害発生時には、安否確認、救出救助に活用する。

< 解説 >

福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

福祉サービス事業者等は事業活動上、福祉サービスを受ける者の居住の状況を把握している場合があるため、事業者の協力により、要援護者の居住状況について情報を得ることができ、その情報を迅速な安否確認や救出救助活動に活用することが可能である。

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 避難行動要支援者の把握

市（町）は、要援護者リストに登載された要援護者について、自主防災組織及び民生委員・児童委員とともに状況を調査し、避難行動要支援者を特定する。

自主防災組織及び民生委員・児童委員は、個人情報の保護に配慮しながら、市（町）に協力して要援護者の状況把握を行うものとする。

<解説>

防災・福祉関係者との連携

情報収集および個別計画作成は、市町職員だけで要援護者一人ひとりの状態に応じたきめ細かなプランを整備することは現実的に困難である。そのため、要援護者と日頃から身近に接している自主防災組織、民生委員・児童委員等が協力して、情報収集や避難支援者の確保等を進めていくことが不可欠である。

要援護者の状況把握調査

要援護者の状況把握調査にあたっては、地域の防災関係者や福祉関係者が既存の活動の中で保有する情報もあるため、これらを要援護者リストの補足資料とすることも考えられる。

2 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成方法

市（町）は、避難行動要支援者について、自主防災組織及び民生委員・児童委員の協力を得て、個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画を作成する。

<解説>

個別計画作成の実施主体

避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の同意による個別計画の作成については、自主防災組織や民生委員・児童委員等が避難行動要支援者本人に直接働きかけて進めることが重要であり、地域によっては、自主防災組織が主体的に個別計画作成を進める場合も考えられるが、あくまで、市町において積極的に避難支援体制を構築していく必要がある。

また、市町は、個別計画の作成を推進するため、各種災害や避難に対する要援護者や避

難支援者の理解を深める取組を進める必要がある。

<参考>

すでに、昔ながらの人のつながりにより地域において有している情報や、自主防災組織や民生委員・児童委員等が保有する情報をもとに、本人の同意を得て個別計画の作成を進めている市町もある。

藤枝市では、上滝沢地区において、平成17年度の地すべり発生時に、民生委員及び組長が要援護者を訪問し、同意方式により避難行動要支援者の避難支援計画（個別計画）を作成した。市内部の災害時要援護者支援計画検討委員会において、地域の取組促進について検討しており、順次、市内全域に避難支援計画作成の取組を拡大することとしている。

- ・対象者　：要介護度3程度以上の高齢者、一人暮らし高齢者、障害のある人、
 その他支援を希望する者
- ・情報把握：民生委員・児童委員及び組長の訪問による同意方式
- ・共有者　：市福祉部局、自主防災組織、自治会長、町内会長、民生委員・児童委員、
 地域支援者（各組2～3人）
- ・情報管理：保有者を限定する、台帳の適正管理

（2）個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人が参加して避難支援者、避難所、避難方法について確認する。

個別計画には、以下の内容を記載するものとし、様式は様式2のとおりとする。

ア 居住状況

居住建物の建築時期、構造、耐震診断、家具の固定等の状況を記載するとともに、普段の居室、寝室の位置等の見取り図を記載する。

イ 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣組等のできるだけ身近な者から複数選定する。また、長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定する。

隣組等の中で避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、避難行動要援護者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

<解説>

避難支援者

避難支援者は、要援護者との関係において、本人の知っている複数の地域住民が望ましい。また、隣組の組長のように毎年交代する役員でなく、複数年にわたって支援できる者であることが望ましい。

身近な者で選定できない場合には、自主防災組織、消防団、福祉サービス提供者、障害者団体等、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携を図り、避難支援者を選定する。

避難支援者の選定にあたり、災害時に必ず避難支援に駆けつけなければならないという責任の発生について懸念される場合も考えられるが、避難支援は地域の助け合いの体制であり責務が課されるものではないので、避難支援者の精神的な重荷とならないよう配慮することも必要である。

ウ 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。

エ 情報伝達での留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

オ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報や掛かりつけ医療機関名等を明記する。

カ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

キ 避難先での留意事項

聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

ク 避難場所・避難経路

避難場所は、できるだけ福祉避難所などの要援護者に配慮された避難所とする。

略図又は地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、「冠水の注意箇所あり」など、避難経路における注意事項等を記載する。

< 解説 >

医療機関等への搬送

人工透析患者や人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、保健所（県健康福祉センター）、消防署、病院など関係する機関と連携し、必要時の医療機関への搬送などについても想定しておく。

< 参考 >

由比町では、近隣の3～6世帯で防災グループを構成し、原則として任期を定めない固定の防災リーダーを置いて、グループ単位で要援護者の支援を行う取組（「向こう三軒両隣作戦」）を進めている。グループ内の避難支援者等を記入した世帯名簿の作成を行い、地域防災訓練で安否確認、避難支援等の訓練を実施しており、順次、町内全域に取組を拡大していく。

- ・対象者：高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等
- ・情報把握：同意方式（世帯名簿へ記入する行為で同意と考える）
- ・共有者：防災リーダー、地区防災役員
- ・情報管理：保有者を限定する、台帳の適正管理（コピーを作成しない等）

御殿場市ボランティア連絡協議会では、障害のある人の避難支援に必要な情報を記載した「救援システムカード」を作成し、要援護者1人に対し近隣の地域住民ボランティア2～4人をマッチングさせ避難誘導チームをつくる要援護者救援システムを構築し、毎年訓練を重ねている。

- ・対象者：障害のある人
- ・情報把握：障害のある人で組織する当事者団体を通じ、本人の同意を得る
- ・共有者：避難誘導チーム
- ・情報管理：保有者を限定する、カードの厳重保管

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、市(町)が保管し、副本は、避難行動要支援者本人、避難支援者、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員が共有する。また、消防署、身体障害者相談員等の関係者のうち、本人が同意した者も情報を共有するものとする。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。

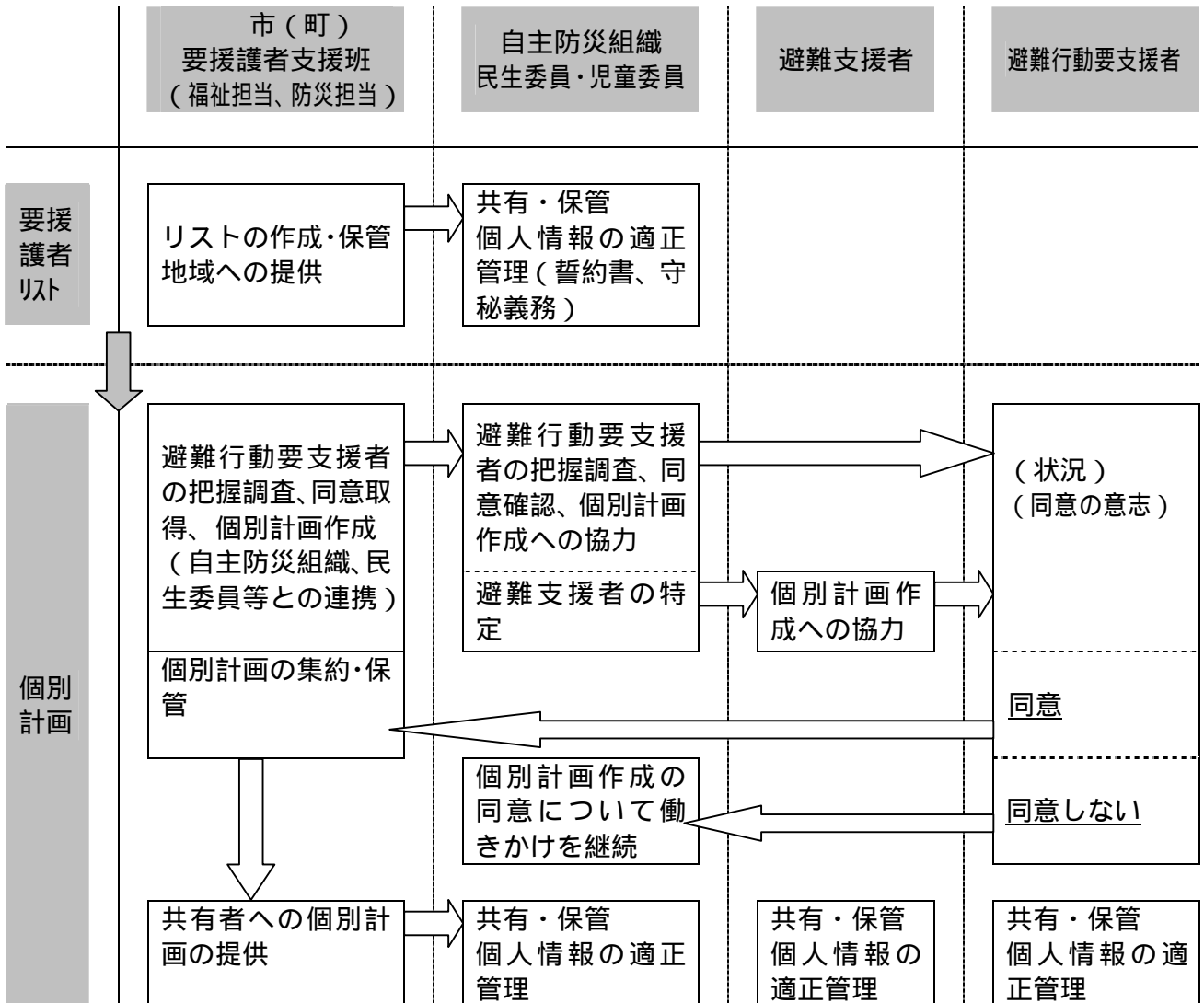
また、個別計画を保管する者は、保管に当たり、要援護者が同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

4 個別計画の確認

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、市(町)は、自主防災組織、民生委員・児童委員及び避難支援者の協力を得て、少なくとも毎年1度、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合、市(町)要援護者支援班は、保有する個別計画を修正するとともに、自主防災組織等の情報共有者に連絡し、個別計画を正しい情報に更新する。

個別計画の作成フロー



避難支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別計画作成は同時に行う。

要援護者リスト・個別計画の作成、共有

区分		市(町)		自主防災組織	民生委員・児童委員	避難支援者、消防団	社会福祉協議会、消防等の救援機関、社会福祉施設等
		防災	福祉				
要援護者リスト	作成	×		×	×	×	×
	共有					×	×
個別計画	作成			協力	協力	協力	必要に応じ協力
	共有						本人同意の範囲内

...主に実施

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市(町)における避難支援体制

市(町)は、要援護者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等市(町)の体制を整備する。

また、市(町)は、災害時に、要援護者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要援護者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要援護者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ連絡するものとする。また、自主防災組織においても支援が実施できないときは、市(町)災害対策本部災害時要援護者支援班へ連絡することとする。

市(町)、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者は、自主防災組織または市(町)災害対策本部災害時要援護者支援班へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市(町)から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

(4) ボランティア等との連携

市(町)及び自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

市(町)は、防災行政無線のほか、行政無線の戸別受信機やファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

< 情報伝達手段 >

- ア 防災行政無線の活用(戸別受信機等)
- イ ファクシミリの活用
- ウ 携帯電話メール(災害情報配信サービス(用語の説明))の活用
- エ 放送事業者への情報提供
- オ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
- カ 広報車・消防団等による広報

(2) 避難支援者への情報伝達

市(町)は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市(町)は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

< 解説 >

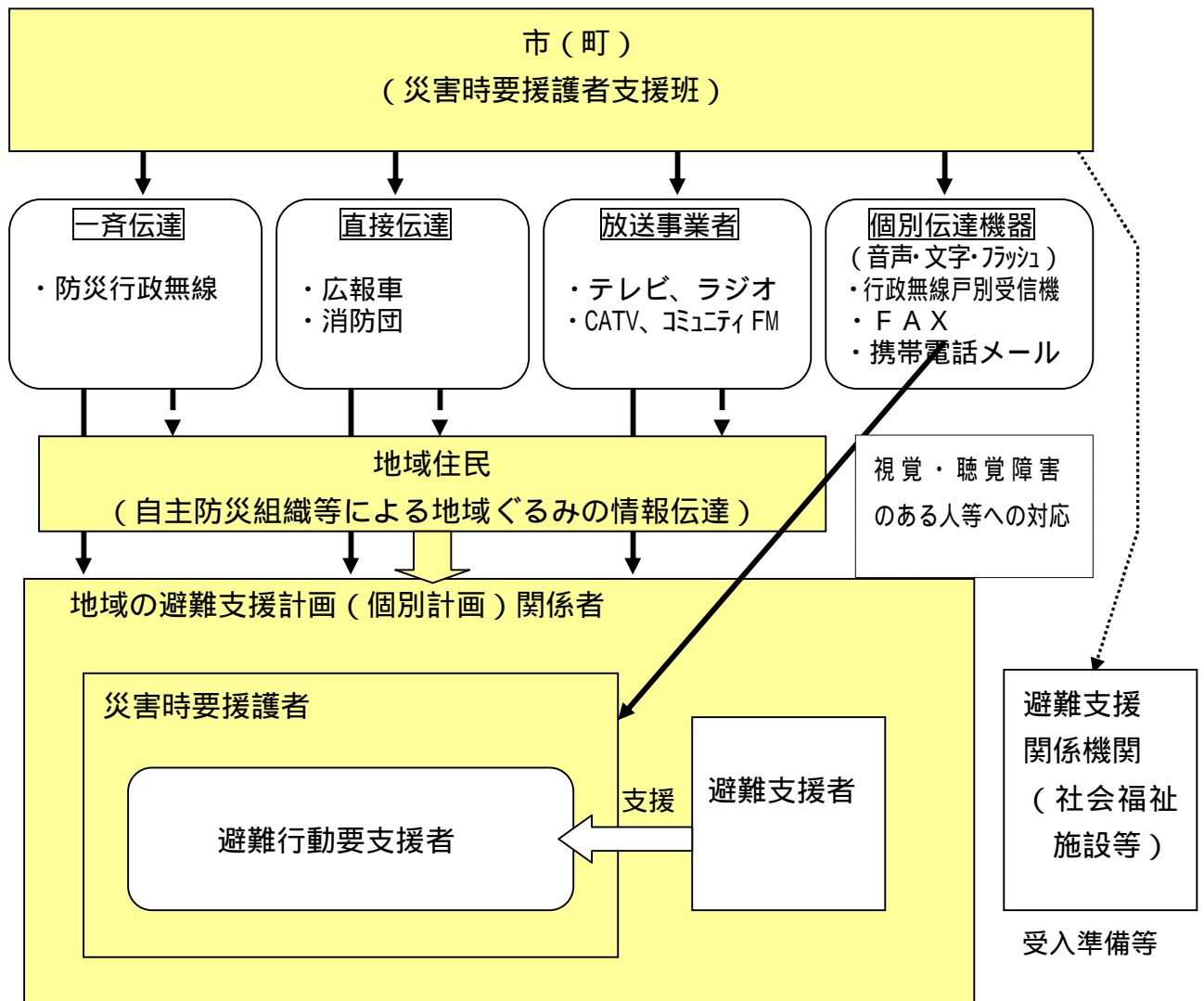
消防団や自主防災組織、福祉関係者等の間の情報伝達体制の整備

市町は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者(班)を明確にしておく必要がある。消防団、自主防災組織等においては、一部の構成員に過度な負担をかけないように留意すると共に、予定していた伝達者の不在時を想定し、複数ルート化等に配慮しつつ情報伝達網を整備する必要がある。

市町の要援護者支援班は平常時から、要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等福祉サービス提供者、障害者団体等福祉関係者との連携を深

め、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するとともに、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用することが重要である。

災害時要援護者避難支援の情報伝達イメージ



< 解説 >

多様な手段の活用による通信の確保

要援護者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関等の中で連携を図るため、上記のほか、要援護者を支援するための専用の通信手段の構築やインターネット（電子メール、携帯電話メール等）、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用することが大切である。

また、要援護者の特性を踏まえつつ、特に、視覚・聴覚障害のある人等に配慮した情報伝達手段の整備を進める必要がある。

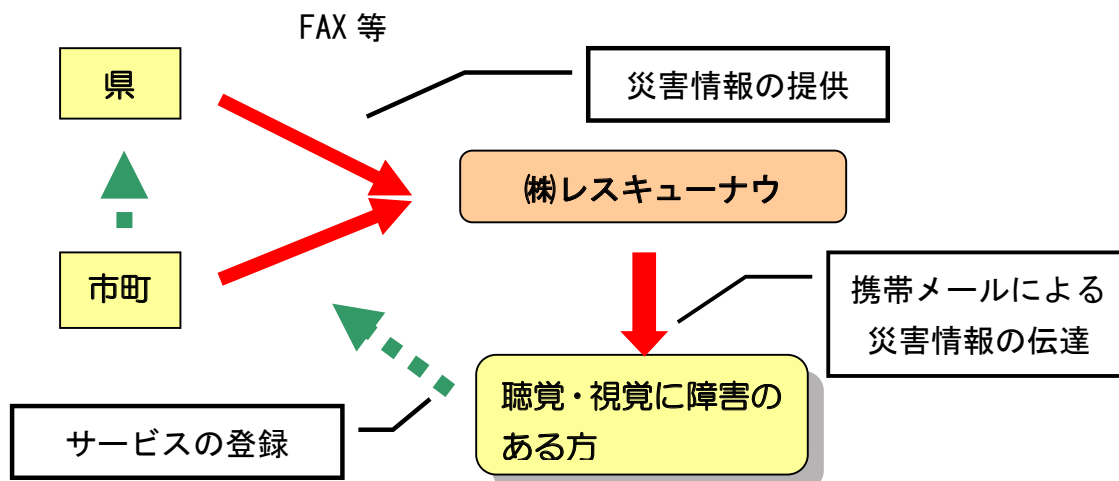
<例>

- ・聴覚障害のある人：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む。）、いわゆる「見えるラジオ」
- ・視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由の人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

視覚・聴覚障害のある人に対する情報伝達方法

障害のある人の種類	受信者の状況		情報伝達手段
聴覚障害のある人及び中途失聴・難聴者	在宅		TV文字放送等
			F・Net (FAX)
	屋外活動	携帯電話利用者	携帯電話メール (レスキューナウ)
		携帯電話非利用者	電光掲示板、見えるラジオ等
視覚障害のある人	在宅及び屋外		同報無線（屋外、個別）、ラジオ等 携帯電話メール音声サービス (レスキューナウ)

携帯電話メール機能による災害情報配信システム



<参考>

避難勧告等の三類型

(国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(用語の説明)より)

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要 援護者避難) 情報(用語の 説明)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は計画された避難場所への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動

判断基準の作成

市町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考として、対象地域ごとに、基準となる数値情報、気象警報等の防災情報をもとに、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成する必要がある。

避難準備情報等の発令は、ほとんどの市町長にとって経験のない決定であり、適切なタイミングでの発令を判断することは非常に難しい。このため、市町長の裁量的な判断に委ねるのではなく、「人的被害の発生する可能性が高まった」「人的被害の危険性が非常に高い」状況について、予め避難すべき区域や判断基準を明確にしておく必要がある。

なお、判断基準については、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断が必要なことにも留意する必要がある。

避難準備情報の伝達文例

(国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より)

こちらは、市(町)です。ただ今、時分に地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を開始してください。(そのほか、「昨夜からの大雨により、時間後には、川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

3 要援護者の避難支援方法等の普及

市(町)は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

市(町)は、要援護者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、地域防災訓練等において要援護者の避難支援訓練を実施する。

<解説>

避難支援計画についての理解促進

民生委員・児童委員等や福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者は、要援護者支援に関する研修等に積極的に参加するとともに、要援護者本人の理解促進に努める必要がある。また、自主防災組織役員や民生委員・児童委員等は、任期終了等の際には、きめ細かな引継を行い、避難支援プランや避難支援体制の継続に努めることが重要である。

地域の関係者に対する普及

避難支援計画の普及に当たっては、関係機関に対する説明、研修等のほか、地域ごとに関係者を対象とした研修会等を実施することが望ましい。市町からの説明だけでなく、先進的に取り組んでいる自主防災組織や民生委員・児童委員等から具体的な進め方のノウハウ等を情報提供するなど、市町において地域の具体的な取組を支援していくことも重要である。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市(町)は、要援護者支援班に安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

<解説>

連絡窓口の周知

市町は、安否情報を速やかに収集するため、要援護者支援のための連絡窓口一覧表などを整備し、周知を図ることが望ましい。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要援護者支援体制

(1) 開設の周知

市(町)は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。
開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所の要援護者班との連携

市(町)は、要援護者支援班が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される要援護者班と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

<参考>

避難所の要援護者班の業務

要援護者用窓口の設置

- ・要援護者からの相談への対応、確実な情報伝達や救援物資の提供

要援護者の避難状況の把握

- ・要援護者台帳等との照合による安否確認、不明者については市町等へ連絡
- ・新たな要援護者についての要援護者台帳作成

要援護者の状況・ニーズの把握

- ・要援護者一人ひとりのニーズの把握
- ・避難所で対応できないニーズについて市町への要請
- ・福祉避難所との連携

(3) 支援体制の確認

市(町)要援護者支援班及び避難所の施設管理者は、平常時から、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

市(町)要援護者支援班は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において要援護者班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要援護者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所の要援護者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

市(町)は、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等を、予め、福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

指定した福祉避難所一覧は別紙様式3のとおりである。

<解説>

福祉避難所の設置

社会福祉施設等を福祉避難所とする場合は、事前に協定を結び、円滑な開設・受入・運営が行われる体制を整備する。

適切な場所に施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所の区画された部屋で対応する。

市町は、市町内の福祉避難所等が被災し、要援護者の受入体制が整わないことに備えて、他市町との相互応援協定の締結にも配慮する必要がある。また、大規模災害等において、避難生活の長期化により、要援護者が健康に支障をきたすなど市町において対応が困難な場合には、県に支援を要請すること。

(2) 福祉避難所の確保

市(町)は、要援護者リストや個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

市(町)は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、災害時は、別に定める福祉避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。

<解説>

福祉避難所に関する理解の促進

介護保険関係施設における要援護者の受入数には限界があり、災害時に緊急入所できない者のためには福祉避難所が必要である。福祉避難所が円滑に運営されるよう、制度の周知や分かりやすいパンフレット等の作成、研修や実践的な訓練を実施・促進する等、福祉避難所についての住民の理解を深める必要がある。

用語の説明

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

避難行動要支援者

災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々。

災害時要援護者避難支援計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本モデル計画では、災害時要援護者リストに記載した要援護者の中から、市町と地域（自治会や自主防災組織、民生委員等）が協力して調査・把握することとしている。

災害時要援護者避難支援計画（避難支援プラン）

市町が作成する一人ひとりの災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画。

市町の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要援護者リストの提供先、保管などの全体的な考え方と災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画（名簿・台帳）で構成する。

平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）において、作成の必要性が示されている。

災害時要援護者リスト

本モデル計画において、災害時要援護者避難支援計画作成の基本となる要援護者の情報共有を目的に、市町福祉担当部局が、自ら把握している高齢者、障害のある人等の災害時要援護者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリストをいう。

要援護者台帳

自主防災組織内で、地域に在住する災害時要援護者を把握するために整備する台帳。

事前に避難誘導の担当（避難支援者）を決めたり、避難地や避難所での対応を考えるなど、災害発生時に適切な対応を図るために必要な台帳である。

災害時要援護者支援班

災害時要援護者の支援のため、市町に設置する部局横断的な対策班。

平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要援護者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、災害時要援護者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

避難所の要援護者班

避難所における災害時要援護者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握、要援護者の状況・ニーズの把握等を行う。

避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、要援護者班も、避難者を中心として自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により設置される。

福祉避難所

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用することとなる。市町は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要援護者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、県の委任を受けた市町が福祉避難所を設置した場合、おおむね 10 人の災害時要援護者に 1 人の生活相談職員(災害時要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、災害時要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けられることとされている。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

平成 16 年の一連の豪雨、台風等における高齢者等の被害状況等を踏まえ、平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁により策定された災害時要援護者の避難支援体制の整備に関する指針。平成 18 年 3 月改訂。

なお、このガイドラインのほか、「災害時要援護者の避難対策に関する先進的・積極的な取組事例」、「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」検討報告や、消防庁の「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて～災害時要援護者の避難支援アクションプログラム～」(18 年 4 月)でも災害時要援護者支援の積極的な取組が求められている。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

平成 16 年の一連の豪雨、台風等における高齢者等の被害状況等を踏まえ、平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁により策定された、市町に対する避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成に関する指針。

市町は、対象地域ごとに基準となる数値情報、気象警報等の防災情報をもとに、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成することとされている。

携帯電話メール機能による災害情報配信サービス

大規模災害時における視覚・聴覚障害者への円滑な情報提供のため、県が㈱レスキューナウと災害情報の伝達に関する協定を結び、これに基づき、県等から同社へ提供した災害情報が登録者の携帯電話へメール機能により配信されるサービスで、視覚・聴覚障害者の登録料、使用料は無料である。

県では、平成 14 年 6 月から聴覚障害者を対象に実施し、平成 15 年 12 月から視覚障害者にも対象を拡大した。

避難準備情報

避難準備情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難勧告の前段階で発表される避難情報で、市町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にその判断基準を示すこととされている。

避難に時間を要する要援護者の避難行動の開始と避難支援者の避難行動要支援者への避難支援の開始を求めるとともに、その他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 17 年 3 月)において提言され、平成 17 年度の国の防災基本計画に位置づけられた。

本県では、平成 18 年度の静岡県地域防災計画に位置づけており、各市町においても市町地域防災計画へ位置づける必要がある。

(様式1)

自主防災会

年 月 日作成

〇〇市(町) 災害時要援護者リスト

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号等	組	避難所 (避難先)	要支援者	個別 計画	安否 確認	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※「要支援者」「個別計画」「安否確認」欄は、該当する場合に ○ を記入

- ・要支援者: 避難行動要支援者の把握調査の結果、該当する場合
- ・個別計画: 個別計画作成に同意し個別計画を作成済みの場合
- ・安否確認: 災害時において安否を確認済みの場合

(様式1)

記載例

追手町 自主防災会

平成19年2月28日作成

〇〇市(町) 災害時要援護者リスト

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号等	組	避難所 (避難先)	要支 援者	個別 計画	安否 確認	備考
1	静岡太郎	シズオカ太郎	男	S3.1.1	80	静岡市葵区追手町 9-6	221-2404	1区11組	追手公民館				
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

39

※「要支援者」「個別計画」「安否確認」欄は、該当する場合に ○ を記入

- ・要支援者: 避難行動要支援者の把握調査の結果、該当する場合
- ・個別計画: 個別計画作成に同意し個別計画を作成済みの場合
- ・安否確認: 災害時において安否を確認済みの場合

(様式2)
(表)

市(町)災害時要援護者避難支援計画(個別計画)

市(町)長 殿

私は、市(町)災害時要援護者避難支援計画の趣旨に賛同し、個別計画作成のため、下記の情報を、市(町)が避難支援者、自主防災組織、消防団及び民生委員・児童委員に提供することを承諾します。

また、下記の情報を、次の関係者に提供することを承諾します。

消防署 警察 身体障害者相談員 その他()

自治会 (自主防)		民生 委員		電話 FAX		
要援護者	独居高齢、ねたきり、認知症、高齢世帯、身体障害、知的障害、精神障害、難病、その他					
住所				電話・FAX メールアドレス		
フリガナ 氏名	印(男・女)			生年月日		
代理記載	印			本人との関係		
緊急時の家族の連絡先						
氏名		続柄()	住所	電話		
氏名		続柄()	住所	電話		
家族構成・同居状況等			居住建物			
			建築時期		構造	
			耐震診断		家具の固定	
			見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)			
特記事項						
緊急通報システム						
避難支援者						
氏名		印	続柄()	住所	TEL	
氏名		印	続柄()	住所	TEL	
氏名		印	続柄()	住所	TEL	

(様式2)
(裏)

情報伝達の流れ			
情報伝達での留意事項			
避難時に携行する医薬品等 (かかりつけ医療機関) (既往症)			
避難誘導時の留意事項			
避難先での留意事項			
避難場所・避難経路			
備考			
連絡先		電話	
		電話	

〇〇市 (町) 災害時要援護者避難支援計画 (個別計画)

〇〇市 (町) 長 殿

私は、〇〇市 (町) 災害時要援護者避難支援計画の趣旨に賛同し、個別計画作成のため、下記の情報を、〇〇市 (町) が避難支援者、自主防災組織、消防団及び民生委員・児童委員に提供することを承諾します。

また、下記の情報を、次の関係者に提供することを承諾します。

消防署 警察 身体障害者相談員 その他 ()

自治会 自主防	追手町	民生 委員	△△△△	電話 F A X	〇〇〇-■●●●● 〇〇〇-◇◇◇◇◇	
要援護者	独居高齢、ねたきり、認知症、 高齡世帯 、 身体障害 、知的障害、精神障害、 難病 、その他					
住 所	静岡県葵区追手町9-6		電話・F A X メールアドレス	123-4567 123-4568 abc@def.ne.jp		
フリガナ 氏 名	静岡太郎	印 (男・女)	生年月日	S3.1.1		
代理記載	印		本人との関係			
緊急時の家族の連絡先						
氏名	静岡二郎	続柄 (長男)	住所	東京都新宿区〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇〇
氏名	静岡花子	続柄 (長女)	住所	愛知県名古屋市××	電話	×××-××××
家族構成・同居状況等			居住建物			
妻と二人の老夫婦世帯。長男、長女はいずれも結婚して県外に居住。			建築時期	昭和〇〇年	構造	木造2階建
			耐震診断	未実施	家具の固定	固定済み
			見取り図 (普段いる部屋、寝室の位置)			
特記事項						
要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要。						
緊急通報システム		なし				
避難支援者						
氏名	A A A A	隣組長	住所	葵区追手町9-1	T E L	123-4444
氏名	C C C C	自主防班員	住所	葵区追手町9-3	T E L	123-6666
氏名	B B B B	隣家住人	住所	葵区追手町9-2	T E L	123-5555

(様式2)
記載例 (裏)

<p>情報伝達の流れ</p> <p>〇〇市役所⇒△△さん(自主防副会長)⇒本人・避難支援者</p> <p>なお、〇〇介護センターからも伝達予定。</p>			
<p>情報伝達での留意事項</p> <p>聴覚障害があるため、FAX・直接的な伝達が必要。</p>			
<p>避難時に携行する医薬品等</p> <p>(かかりつけ医療機関)</p> <p>(既往症)</p>		<p>◇◇◇錠</p> <p>〇〇病院</p> <p>△△△症</p>	
<p>避難誘導時の留意事項</p> <p>一人で歩行困難のため、移動には車椅子または介助が必要</p>			
<p>避難先での留意事項</p> <p>人工透析を受けている</p>			
<p>避難場所・避難経路</p>			
<p>(略図又は地図を添付し、避難経路における注意事項等を記載)</p>			
<p>備 考</p>			
<p>連絡先</p>	<p>〇〇市健康福祉部××課</p>		<p>電話 999-9999</p>
	<p>〇〇市社会福祉協議会◇◇課</p>		<p>電話 888-8888</p>

(様式3)

〇〇市(町)指定福祉避難所一覧表

	施設名	所在地	電話	FAX	施設責任者	自主防災組織 責任者	市(町)連絡 責任者	収容人数	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

(様式3)

記載例

〇〇市(町)指定福祉避難所一覧表

	施設名	所在地	電話	FAX	施設責任者	自主防災組織責任者	市(町)連絡責任者	収容人数	備考
1	〇〇老人福祉センター	葵区追手町9-6	221-2404	221-3264	〇〇〇〇	△△△△	□□□□	50	和室等
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

〔参考資料 1〕

災害時要援護者の特徴

この資料は、災害時要援護者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらが全て個々の避難行動要支援者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

避難支援の際の具体的な留意事項は避難行動要支援者一人ひとりで異なるので、個別計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

ひとり暮らし高齢者

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

寝たきり高齢者

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある ・自力で行動することができない
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。 ・食事制限等疾患や咀嚼困難等による食事形態、特別用途食品の使用等に関する必要な情報を確認することが必要

認知症の高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することが困難な場合がある ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

視覚障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 ・段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済ようにする。 ・視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ・ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

聴覚障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 ・必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話す。 ・文字や絵を組み合わせて情報を伝える。 ・盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

盲ろうの人

<ul style="list-style-type: none"> ・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。 ・必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。 ・指字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。
--

肢体不自由のある人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等が、確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 <p>(車イスを使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 ・緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスが通れる通路を確保する。 ・できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

内臓機能・免疫機能に障害のある人、難病患者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 ・医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おふいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 ・医薬品や衛生材料の確保が必要 ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 ・避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要

知的発達に障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 <p>救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

発達障害のある人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に遅れのある人もいれば、知的発達に遅れない人もいる。 ・知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 ・感覚過敏を持つ人が多い。多くの人が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 ・災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 ・現状認識が不十分なまま先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 ・災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であること告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 ・大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 ・大きなパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックを生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど） ・現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 ・場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。 ・医療機関との連絡体制の確保が必要。

精神障害のある人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 ・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡体制の確保が必要 ・精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要 ・精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要 ・「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。 ・話はじっくり聴く。 ・他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。 ・睡眠が十分取れるように配慮する。 ・現実離れした訴えも受け止める。

妊産婦

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・過重な身体への負担を避けることが必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 ・身体の状態に合わせて休養や保温などの確保が必要

乳幼児・児童

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を判断し、行動する能力がない。 ・時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに避難する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要 ・保護者不在時の一時的な保育が必要

外国人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none">・日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none">・わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・外国語の理解できる支援者の確保が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

〔参考資料2〕

災害時要援護者の非常持出品（例）

区 分	持ち出し品
<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり高齢者 ・認知症の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート ・幅広いひも（おぶいひも）・常備薬など
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋・眼鏡・白杖・時計（音声・触知式等）・点字版・常備薬など
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器（専用電池）・メモ用紙、筆記用具（筆談用）・笛 ・警報ブザー・メール機能付き携帯電話 ・文字放送付き携帯ラジオなど
<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート ・おぶいひも・予備の車いす・タオルケット・補装具 ・電動車いす用バッテリーなど
<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能・免疫機能に障害のある人 ・難病患者 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用トイレ・常備薬・食事セット（治療食） <じん臓障害> ・透析施設リスト・透析検査データのコピーなど <呼吸器障害> ・携帯用酸素ボトルなど <ぼうこう・直腸障害> ・ストマ装具 ・洗腸セット （・水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）など
<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・常備薬・処方箋・本人がこだわりを持っている身の回り品 ・本人が食べられる食料など
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・常備薬・処方箋・水など
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク・ミネラルウォーターなど
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポートなど